令和８年９月改定

社会福祉法人　昭和会

事業継続計画　（BCP）

災害発生（地震・豪雨など）後の初動対応の基本方針、及び72時間経過後の対応を想定したものです。

平成29年10月作成
令和元年９月（第３版）
令和４年10月（第４版）
令和６年11月（第５版）
令和８年９月（第６版）

目　次

1. 基本方針 ---------- 1
2. BCPの策定・運用・対策本部体制 ---------- 3
3. 被害想定 ---------- 5
4. 優先事業と目標復旧時間 ---------- 7
5. 初動対応と重要業務 ---------- 8
6. 災害時対応体制 ---------- 8
7. 災害時対応拠点 ---------- 16
8. 備蓄食料・防災用品・感染対策品 ---------- 17
9. BCP発動基準における個別対応について ---------- 18

別紙 様式集

1. 事前対策リスト
2. 災害時業務リスト
3. 災害時献立表
4. 災害時対応拠点レイアウト
5. 関係機関連絡先リスト
6. 管理職連絡先リスト
7. 備蓄品リスト
8. 施設被害状況報告書
9. ボランティア受け入れシート

1. 基本方針

当法人において事業継続計画(Business Continuity Plan)(以下、「ＢＣＰ」という。)を策定・運用する目的とともに、当法人の特性を踏まえ、緊急時に事業継続を図る上での基本方針は以下のとおりである。

(1)　ＢＣＰ策定･運用の目的

①　利用者にとって

当法人は、障害福祉事業を運営し、生活介護・施設入所・児童発達・放課後デイ・就労継続Ｂ・相談支援・共同生活援助等の福祉サービスを提供している。南海トラフ地震や豪雨などの災害発生によるサービス停止は、利用者の生命の危険や機能低下をもたらす恐れがあるため、災害時であっても命にかかわる最低限のサービスについては継続していく必要がある。

②　職員にとって

災害発生時にも事業を継続することにより当法人の経営を健全に保つことは、職員の雇用を守る上で重要である。また、災害時の職員の安全の確保に関しても、本ＢＣＰの中で併せて検討することにより職員の安全・安心や法人への帰属意識向上に繋がる。

③　地域にとって

当法人の福祉牧場おおなろ園は、高知市の福祉避難所として指定を受けており、災害発生時には、地域の要配慮者を受け入れる拠点となっている。また、地域の活動に参加するなど、日頃から地域と協力し活動を行っている。本ＢＣＰの中で、災害時の対応方法や地域との連携について検討することにより、地域の災害対応力向上に寄与することができ、地域における当法人の存在感の向上に繋がる。

④　取引先にとって

本ＢＣＰの中で、災害発生時に必要となる人員や物資などの必要資源や対応方法を検討することにより、当法人と取引先相互の事前対策実施や協力体制の構築に繋がる。

(2)　ＢＣＰの適用範囲

本ＢＣＰの適用範囲は、社会福祉法人　昭和会の全組織とする。

【適用施設一覧】

施設名	所在地	構造	延床面積
昭光園	高知市北本町4丁目２－４９	大	1,603.45㎡
おおなろ園	高知市神田２４８５－２	大	2,986.4 ㎡
東部障害者福祉センター	高知市葛島4丁目３－３	小	306.82㎡
児童発達支援センターしんほんまち	高知市新本町2丁目１５－２２	中	1,239.00㎡
ＧＨしんほんまち	高知市新本町2丁目１５－２０		
えぼし(あすか/GHあいⅠ/Ⅱ)	高知市神田１６３７－４	小	870.37㎡
昭和会　本部	高知市神田１６３７－４	小	299.46㎡

(3)　事業継続の基本方針

①　優先して行う業務

・　入所者、職員の生命や生活を保護、維持するための業務を最優先業務とし、その他の業務は縮小または休止する。

・　短期入所事業、通所事業は原則中止し、業務資源の復旧状況に応じて、順次、早期に再開を目指す。

・　法人内の施設間で連携して災害時優先業務に必要な人員、事業所、資機材等の確保、配分にあたる。

【事業ごとの事業継続の必要性】

事業種別	実施施設	事業の継続の必要性（利用者や地域への影響の大きさ）	事業継続の考え方
施設入所支援事業	おおなろ園	大	継続
共同生活援助事業	えぼし（GHあいⅠ/Ⅱ）	大	継続
共同生活援助事業	ＧＨしんほんまち	大	水浸災害により生活の場を検討
その他事業	昭光園・東部障害者福祉センター・えぼし（あすか）・児童発達支援センターしんほんまち	小	順次再開

②　地域への協力

・　地域の災害時要配慮者は原則受け入れる。

・　近隣住民事業所が被災し困難な状況に遭遇している際には、可能な範囲で援助、支援活動を実施することとする。

③　行政との協力

・高知市と連携し、福祉避難所としての機能を可能な範囲で果たす。

・外部からのボランティアを受け入れるための体制を早期に構築する。

2. ＢＣＰの策定・運用・対策本部体制

当法人の、「ＢＣＰの策定体制」、「平常時におけるＢＣＰの運用推進体制」、及び「緊急時における対策本部体制(代行者を含む)」は以下のとおりとする。

また、ＢＣＰ、及び災害発生時の初動に対応した地震対応マニュアル等の各種マニュアル(以下、「初動対応マニュアル」という。)の更新時期及び教育、訓練の実施についても以下のとおりとする。

(1)　ＢＣＰ策定体制(ＢＣＰを策定する体制)

防災対策委員会において検討する。

役割		役職	担当者
①　責任者		理事長	1名
②　策定管理者		防災対策委員会委員長	1名
③　防災対策委員会	委員長	施設長	1名
	副委員長	施設長・部長	2名
	委　員	各管理職	7名
	参画ﾒﾝﾊﾞｰ	各事業所職員	7名

(2)　平常時におけるＢＣＰの運用推進体制

防災対策委員会において運用推進する。

役割		役職	担当者
①　責任者		防災対策委員会委員長	1名
②　防災対策委員会	委員長	施設長	1名
	副委員長	施設長 総務部長	1名 1名
	委　員	支援課長 企画課長 支援主任 支援主任 支援主任 支援主任 支援主任	1名 1名 1名 1名 1名 1名 1名
	参画ﾒﾝﾊﾞｰ	支援員等	7名

(3)　災害対策本部体制(ＢＣＰを発動し事業継続を実施する体制)

※ 地震の際は、事前に地震対策本部が立ち上がっているのですみやかに災害対策本部体制に移行すること。

役割	担当者	代行者
①　責任者	理事長	総務部長
②　災害対策本部長	総務部長	財務部長
③　災害対策本部長代理	財務部長	企画課長
④　事務局班 ⑤　連絡調整班 ⑥　医療・食事提供班 ⑦　施設管理・物資調達班 ⑧　利用者対応班	災害対策本部長が、参集状況を踏まえてリーダー及び班割を決定。	

(4)　ＢＣＰ及び初動対応マニュアルの更新時期

原則として、毎年10月に更新する。ただし、事業継続に関わる経営環境に変化があった場合は適宜更新する。

(5)　教育、訓練の実施

職員の防災・危機管理能力の向上及びＢＣＰの内容理解や改善を目的とした教育、訓練を定期的に実施する。

教育、訓練の実施結果や意見については、防災対策委員会で協議、検討し、ＢＣＰや初動対応マニュアルに反映させる。

【教育、訓練年間予定スケジュール】

内容	主な目的	対象	実施時期(回数)
NTTｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞBiz 安否確認ｼｽﾃﾑ訓練	・　職員への意識づけ。	全職員	年４回
座学研修 又は 机上型訓練	・　南海トラフ地震や風水害など、災害に関する基礎知識を養う。 ・　ＢＣＰの検証と改善点の洗い出しをするとともに災害対策本部の対応力の向上を目指す。	防災対策委員会 委員及び 新規採用職員等	年１回以上
避難訓練	・　基準省令(第33条の２、第44条の２等)、及び社会福祉施設避難確保計画に基づいた避難訓練	全職員	各事業所 年１回以上 (入所施設は年２回以上)
連携法人合同訓練 及び参集訓練	・　非常事態時の連絡検証。 ・　参集ルートの検証。 ・　職員への意識づけ。	連携法人協定会議 メンバー	連携法人協定会議 によって決定 年１回

3. 被害想定

南海トラフを震源とするマグニチュード８から９クラスの地震が30年以内に発生する確率は70%以上とされており、当法人の施設はその影響下である高知市に所在している。本ＢＣＰでは、最もリスクが高い災害として南海トラフ地震を対象とする。また、本計画における施設および周辺の被害を以下のとおり想定する。

＊　高知県防災マップ、高知県版震度分布・津波浸水予測(平成24年12月)から想定

(1)　南海トラフ地震による被害想定　はりまや橋～北本町周辺２m地盤沈下可能性あり

①　施設名：昭光園　（高知市北本町）　標高１．０m　(0.7～1.9)

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	６強
津波浸水の有無	有り　（最大２～３m）	有り　（最大２～３m）
津波到達時間(３０cm)	４０～６０分	６０分以上
液状化の可能性	大	中

②　施設名：おおなろ園　（高知市神田）　標高１８０m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	６強
津波浸水の有無	無	無
津波到達時間(３０cm)	無	無
液状化の可能性	無	無

【参考：洪水土砂災害】

事象	内容
河川浸水、洪水	河川から離れており、周辺地域での危険性は低い。
土砂災害（地すべり、山腹崩壊、急傾斜地崩壊）	施設までの県道は、土砂災害警戒区域に指定されており、災害の危険がある。

③　施設名：東部障害者福祉センター　（高知市葛島）　標高０．７m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7以上	６強
津波浸水の有無	有り　（最大２～３m）	有り　（最大１～２m）
津波到達時間(３０cm)	３０～４０分	５０分以上
液状化の可能性	大　（１m以上）	大　（１m前後）

④　施設名：えぼし・本部（高知市神田）標高１９３．５m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	６強
津波浸水の有無	無	無
津波到達時間(３０㎝)	無	無
液状化の可能性	無	無

【参考：洪水土砂災害】

事象	内容
河川浸水、洪水	河川から離れており、周辺地域での危険性は低い。
土砂災害（地すべり、山腹崩壊、急傾斜地崩壊）	施設までの県道は、土砂災害警戒区域に指定されており、災害の危険がある。

⑤　施設名：児童発達支援センターしんほんまち・ＧＨしんほんまち
（高知市新本町）　標高１．２m

【揺れ・津波】

項目	最大クラスの地震	発生頻度の高い地震・津波
最大震度	7	６強
津波浸水の有無	２～３m	有
津波到達時間(３０㎝)	６０分以上	有
液状化の可能性	可能性大	有

※ 災害対策本部【 本部・おおなろ園・えぼし(GHあいⅠ)】

【ライフライン被害】最大クラスで想定

電力	おおなろ園は、被災直後に停電するが直後に自家発電機(連続20.4時間運転可能)に切り替わる。
ＬＰガス	揺れにより自動停止する
上水道	被災直後に断水し、復旧に1ヶ月程度　（＊なし）
下水道	被災直後に機能支障となり、復旧に１ヶ月程度
通信	固定電話　：　被災直後に不通となり、復旧に１～２週間程度 携帯電話　：　被災直後から繋がりにくくなる。３から５日で一部復旧 インターネット　：　被災直後に不通となり、復旧に１週間程度
周辺道路等	・　国道、主要県道など幹線道路は全線通行止め。その後、緊急通行車両、のみ通行可能となる。 ・ 施設周辺の道路は、崖崩れにより通行不能となる可能性があり、復旧まで１か月以上

＊【高知県版】南海トラフ地震による被害想定（平成２５年５月）などから想定

【建物、設備被害】

建物	建築年次・耐震性　：　それぞれの施設は昭和57年以降に建築されたもので耐震性を有している。本部(R2)・おおなろ園(H24)・えぼし(GHあいⅠ)(H27) 被害　：　窓ガラスにひび割れ、壁や天井の一部が落下する可能性がある。
設備関連	・　施設内の什器・書棚や機器が転倒する。 ・　ガスは緊急停止する。 ・　停電により部分的に使用不能となる。
ＩＴ関連	・　業務系サーバーの一部が転倒により破損する。

(2)　南海トラフ地震により想定される業務継続上のリスク

リスク区分	内容
人的	・　死傷者が発生する可能性がある。(入居者、職員、職員の家族) ・　安否不明者が発生する可能性がある。(外勤者、勤務時間外の職員など) ・　道路の寸断、通行不能により、出勤や帰宅が困難となる。また、車の使用が困難となり、徒歩での移動となる。 ・　(冬季・夜間・夏季など)空調機能の停止により、入居者の生命機能が低下する可能性がある。 ・　(夜間・休日など)人員の不足により、業務の継続が困難となる。
物的	・　倒壊、破損個所の補修・復旧作業が必要となる。 ・　津波の浸水がある場合、１階部分の使用が困難となり、他のフロアで対応する必要がある。 ・　ライフラインの停止により、業務継続にあたり代替対応が必要な業務が発生する。(入浴サービス、食事など)
その他	・　通信機能の不通により、医療機関、公的機関、取引先との連絡が困難となる。そのため、重傷者の治療ができず、また、医薬品・食糧・物資が不足する。 ・　トイレの使用不能、下水道の停止により衛生状況が悪化する。 ・　ゴミ、廃棄物の収集が行われなくなる。(一般、事業系とも) ・　周囲に住宅やビル等はなく、他の建物倒壊による被害や火災延焼の危険性は少ない。

4. 優先事業と目標復旧時間

当法人において災害発生時に優先して行う事業は、おおなろ園・えぼし(GHあいⅠ/Ⅱ)・GHしんほんまちに関連する事業とし、その他の事業は、休止し段階的に再開する。

また、優先して行う事業（施設入所支援及びGH）については、必要となる業務（重要業務）を絞り込んだ上で、災害発生後も休止せず継続して実施する。

その他事業については、目標復旧時間は定めず、状況を見ながら災害対策本部責任者が再開の判断を行う。

【事業ごとの事業継続の必要性】

事業種別	事業の継続の必要性 (利用者や地域への 影響の大きさ)	その他考慮 すべき事象	事業継続の 考え方
おおなろ園	大	進入路の寸断により 受入等困難	継続
えぼし(GHあいⅠ/Ⅱ)	大	進入路の寸断により 受入等困難	継続
GHしんほんまち	大	高知市中心部にあり、 津波＆浸水可能性あり	水浸災害により 生活の場を検討

5. 初動対応と重要業務

南海トラフ地震発生時の初動対応については、事業所毎の地震対応マニュアル等や、休日・夜間版の地震対応マニュアルに沿って対応する。

また、優先事業（おおなろ園及びGH）の継続に必要な業務（重要業務）は、重要度（必要性レベル）に応じて、災害時業務リスト（別紙様式参照）を作成し、分類する。

重要度については、上から順に高◎、中○、低△、停止×として分類する。重要度高の業務を災害時に対応すべき業務とし、災害対策本部の判断により中、低を取り入れて業務を行う。

あわせて、災害発生時特有の業務（追加業務）についても想定する。

6. 災害時対応体制

(1)　ＢＣＰ発動基準

①　理事長(防災対策委員会委員長)と防災対策委員会委員長(総務部長)の協議によって発動

(A)　南海トラフ地震臨時情報が発令された場合。

(B)　高知市周辺において震度５弱以下の地震が発生した場合。

(C)　高知県沿岸に津波注意報、津波警報、大津波警報が発令された場合。

(D)　高知市に警戒レベル３(高齢者等避難)以上が発令された場合。

(E)　上記と同規模の災害が発生する恐れがある場合。

②　自動的に発動

高知市周辺において震度５強以上の地震が発生した場合。

(2)　職員の行動基準

①　理事長(防災対策委員会委員長)と防災対策委員会委員長(総務部長)の協議によってＢＣＰが発動された場合

(A)　勤務中の職員

各事業所で作成したマニュアルを基本として、管理職の指示に従って行動する。管理職不在の場合は、職員同士で確認しながら行動する。

(B)　勤務外の職員

ＮＴＴコミュニケーションズのＢｉｚ安否確認システム(以下、「安否確認システム」という。)から発信される行動要請、または職員緊急連絡網から連絡があった指示に従って行動する。

② 自動的にＢＣＰが発動された場合

(A) 勤務中の職員

各事業所で作成したマニュアルを基本として、管理職の指示に従って行動する。管理職不在の場合は、職員同士で確認しながら行動する。

(B)1 勤務外の職員(夜間に発動された場合)

(ア) 自身と家族の安全を最優先として行動する。

(イ) 安否確認システムに、本人の安否(無事・負傷)/家族の安否(無事・負傷・不明)/家屋の状況(無事・損壊・不明)/出勤の可否(出勤可能・出勤不可・未定)を回答する。

(ウ) 夜が明ける(日の出)まで待機する。

(エ) 夜が明けたら(日の出後)、出勤可能の者は、通勤ルート上に障害が発生している可能性を十分に認識しつつ、安全確保に留意し所属事業所に出勤する。

※ 夜が明けた日が休日であっても、日勤の勤務開始時間を目安として出勤する。

※ 所属事業所が浸水等被害を受け出勤困難であれば、出勤場所をおおなろ園とする。

(B)2 勤務外の職員(休日、または年休日の日中に発動された場合)

(ア) 自身と家族の安全を最優先として行動する。

(イ) 安否確認システムに、本人の安否(無事・負傷)/家族の安否(無事・負傷・不明)/家屋の状況(無事・損壊・不明)/出勤の可否(出勤可能・出勤不可・未定)を回答する。

(ウ) 出勤可能の者は、通勤ルート上に障害が発生している可能性を十分に認識しつつ、安全確保に留意し所属事業所に出勤する。

※ 所属事業所到着予定時間が、日の入後となる場合は、翌日の夜が明けたら日勤の勤務開始時間を目安として出勤する。

※ 所属事業所が浸水等被害を受け出勤困難であれば、出勤場所をおおなろ園とする。

(C) **震度６弱以上の災害等が発生した場合は、甚大な被害状況が予測**されるため、出勤可能であっても直ちに出勤せず、安全を確保しつつ待機し、安否確認システムから発信される行動要請等を参考として行動すること。

ただし、おおなろ園/えぼし/本部勤務の正職員及び法人全体の管理職のうち、

昭和会本部を拠点として**直線距離で４㌔圏内**(平時に徒歩で60分程度と想定)の者、又は**直線距離で８㌔圏内**(平時に自転車、バイク等で120分程度と想定)の者で、

自宅が津波/洪水/土砂被害区域外である者は、

早急に緊急時対応体制を立ち上げる必要があることから、出勤可能となったら、**安否確認システムの掲示板等**を確認の上、安全確保に留意し、直ちに出勤するよう心掛けること。

②の(B)(C)における行動基準の目安

	BCP 発動時間帯	出発時間	災害の目安	出勤場所
勤務外	夜間	日の出後	震度５強	所属事業所
			震度６弱以上	安否確認システムで指示された場所
	休日等の日中	日中 (到着は日の入迄)	震度５強	所属事業所
			震度６弱以上	安否確認システムで指示された場所
		翌日以降の 日の出後	震度５強	所属事業所
			震度６弱以上	安否確認システムで指示された場所

※　(再掲)上記の表にかかわらず、
おおなろ園/えぼし/本部勤務の正職員及び法人全体の管理職のうち、

昭和会本部を拠点として**直線距離で４㌔圏内**(平時に徒歩で60分程度と想定)の者、
又は**直線距離で８㌔圏内**(平時に自転車、バイク等で120分程度と想定)の者で、

自宅が津波/洪水/土砂被害区域外である者については、

震度６弱以上の場合の出勤場所は**おおなろ園**とし、

準備が整い次第(管理職が集まる等)、

地震対策本部(本部等)を立ち上げる。

※　災害発生後、安否確認システムから**最長96時間(概ね4日)**連絡がない場合は、自身で被害状況等の情報を収集した上で出勤場所を判断する。(判断しかねる場合は、出勤場所を**おおなろ園**とする。)

③　行動する際の注意点

(A)　自宅近辺の家屋倒壊や津波による被害想定を把握しておくこと。

・　「高知県防災マップ」等参考に周辺の状況を事前に確認すること。

http://bousaimap.pref.kochi.lg.jp/hazmapkochi/hazmap/

(B)　家族等の安全確保について

・　同居する家族、又は近所等の親族のうち、高齢者、12歳以下の児童等の要介護者(自力で避難及び飲食の確保が出来ない者)がいる職員は、要介護者の安全確保を最優先にすること。

・　また、家族等と一緒に出勤することが安全につながる場合、同伴出勤を認める。(ただし、一時的な避難場所とする。)

(C)　出勤時の携行品

・　出勤場所の災害備蓄品には限りがあるので、自身の水、食料、携帯トイレ、モバイルバッテリー、寝具等の災害グッズは可能な範囲で持参すること。

(D)　夜間移動の危険性

・　昼間帯と比較して、夜間は視界が悪く、路上等の危険や支障の察知が難しくなる。特に雨が降っていればその度合が高まり、街灯が停電で消灯している場合も同様である。そのため、進行上の路上で陥没や冠水により通行不能な箇所が発生していたとしても、察知することが遅れ、命の危険に関わることもあるので行動は控えること。

(E)　自動車等の単独乗車による運転の危険性

・　単独乗車による自動車等を運転しながらの危険察知には限界があり、かつ、危険箇所の察知に気を取られることにより、運転業務への注意が散漫になり、事故を起こすリスクが高まる。また、自動車の故障等、予見の難しいトラブルに巻き込まれた場合、単独では対応が困難となるので、複数人で乗車することや、他の交通用具を使用すること。

(F)　緊急時における災害対策本部の設置場所

・　第１候補【本部・・神田1637-4】
　第２候補【おおなろ園・・神田2485-2】
　第３候補【えぼし(GHあいⅠ)・・神田1637-4】

※　おおなろ園/えぼし/本部勤務の正職員及び法人全体の管理職について(再掲)

震度6弱以上の災害が発生した場合に、昭和会本部を拠点として直線距離で4㌔圏内の者、又は直線距離で8㌔圏内の者で、自宅が津波/洪水/土砂災害区域外である者は、早急な緊急時対応体制立ち上げの観点から出勤可能となったら、安全確保に留意し、直ちに出勤するよう心掛ける。

(4)　災害対策本部各班の任務

①/②/③　災害対策本部責任者等

【任務】　災害対応や事業継続を行うための方針決定や指揮統制を行う。

◎ 責任者　：　理事長(総務部長)
- ＢＣＰ発動後の全体統括を行う。

◎ 災害対策本部長　：　総務部長(財務部長)
- 災害対応や事業継続の方針や指揮統制の決定権者
- 災害対策本部会議の招集

◎ 災害対策本部長代理　：　財務部長(企画課長)
- 必要な助言を行うなど責任者を補佐
- 責任者不在時の代行

④　事務局班

【任務】　災害対策本部長の直接的な指揮下にあり、各班の業務遂行状況等の情報収集や進捗管理等を行い、その情報を責任者等に報告する。また、災害対策本部での決定事項を各班に伝達する。

○ 担当想定人数　５名

＜主な業務＞
- 情報収集と進捗管理
- 収集した情報の整理
- 災害対策本部の運営と決定事項の伝達
- 各班の実施業務及び配置する人員の調整
- 資金管理、支払い、調達
- 機密書類及び非常用持出書類の管理
- 職員の心のケア
- 必要なサービスの提供・調整
- 総合窓口、その他、他の班に属さない業務

⑤　連絡調整班

【任務】　職員・家族の安否確認や外部機関（行政、自治会）との連絡調整に関する業務、及び通所利用者・家族の安否確認、ボランティアの受け入れ業務を行う。

○ 担当想定人数　４名

＜主な業務＞
- 職員、職員家族の安否確認
- 地域の要配慮者の受入れ（福祉避難所の開設）
- 行政関係機関（高知市、高知市社会福祉協議会）との連絡調整
- 自治会・地域住民との連絡調整
- ホームページの更新、ＳＮＳの発信など外部への情報発信
- 入所利用者の安否確認
- 通所利用者・家族との連絡調整、利用者・家族の被害状況の把握
- ボランティアの受入れ

⑥　医療・食事提供班

【任務】　医務看護業務の継続的な提供及び負傷者の手当てに加え、利用者への食事提供業務を行う。

○ 担当想定人数　7名(職種が看護師、栄養士である者を担当想定人数に含む。)

＜主な業務＞
- 負傷者の応急手当て
- 医療機関との連絡調整
- 医務関連業務で定めた優先業務の実施
- 利用者の健康状態の把握
- 調理栄養業務で定めた優先業務の実施

⑦　施設管理・物資調達班

【任務】　被害状況の確認と応急対応や被害個所の復旧対応などの業務に加え、必要物資の調達、及び受け入れに関する等の業務を行う。

○ 担当想定人数　6名

＜主な業務＞
- 施設と施設周辺及びライフラインの被害状況の調査把握
- 危険個所の応急対応及び被害個所の復旧対応（取引先への依頼）
- 必要物資の把握、及び調達、受入れ、管理
- 簡易トイレ等の設置（男女各１０個以上）
- 居住スペース及びベッドの設置（対象者人数分）
- トイレやベッド設置作業に伴う人役調整

⑧　利用者対応班

【任務】　入所利用者の生命機能維持のため支援サービスの継続的な提供を行う。

○ 担当想定人数　4名

＜主な業務＞
- おおなろ園・えぼし(GHあいⅠ/Ⅱ)利用者支援全般の指揮
- 人員配置の調整

【対応フロー図】

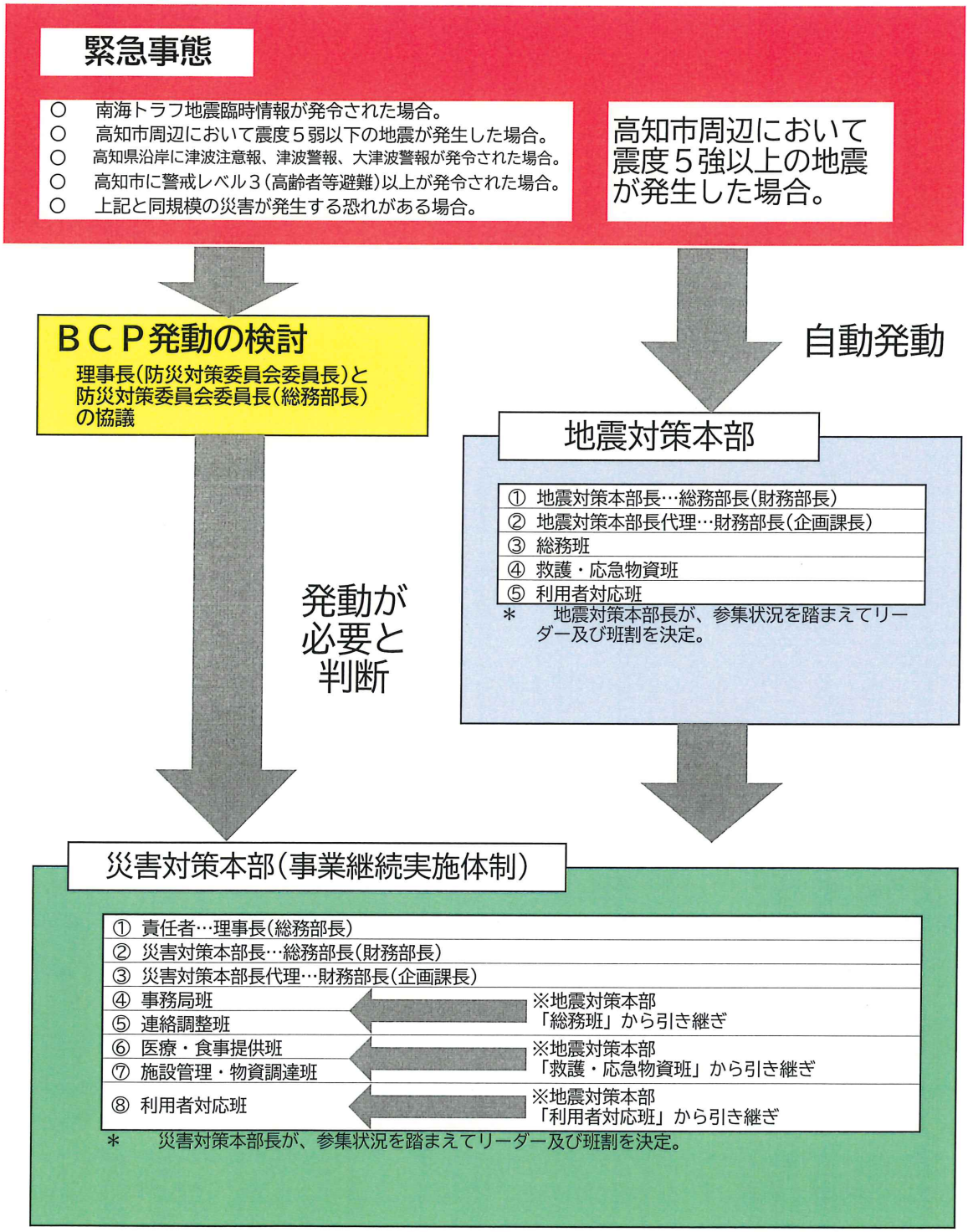
緊急事態
○ 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合。
○ 高知市周辺において震度５弱以下の地震が発生した場合。
○ 高知県沿岸に津波注意報、津波警報、大津波警報が発令された場合。
○ 高知市に警戒レベル３(高齢者等避難)以上が発令された場合。
○ 上記と同規模の災害が発生する恐れがある場合。
高知市周辺において震度５強以上の地震が発生した場合。
ＢＣＰ発動の検討
理事長(防災対策委員会委員長)と防災対策委員会委員長(総務部長)の協議
自動発動
地震対策本部
① 地震対策本部長…総務部長(財務部長)
② 地震対策本部長代理…財務部長(企画課長)
③ 総務班
④ 救護・応急物資班
⑤ 利用者対応班
＊ 地震対策本部長が、参集状況を踏まえてリーダー及び班割を決定。
発動が必要と判断
災害対策本部(事業継続実施体制)
① 責任者…理事長(総務部長)
② 災害対策本部長…総務部長(財務部長)
③ 災害対策本部長代理…財務部長(企画課長)
④ 事務局班
⑤ 連絡調整班
※地震対策本部「総務班」から引き継ぎ
⑥ 医療・食事提供班
⑦ 施設管理・物資調達班
※地震対策本部「救護・応急物資班」から引き継ぎ
⑧ 利用者対応班
※地震対策本部「利用者対応班」から引き継ぎ
＊ 災害対策本部長が、参集状況を踏まえてリーダー及び班割を決定。

【ボランティア受け入れ体制図】

ボランティアの応援要請・受け入れ後の調整については、連絡調整班が実施し、以下のボランティア受け入れ体制図のとおり実施する。

ボランティアは、人数が不足している班に優先的に割り当てを行う。

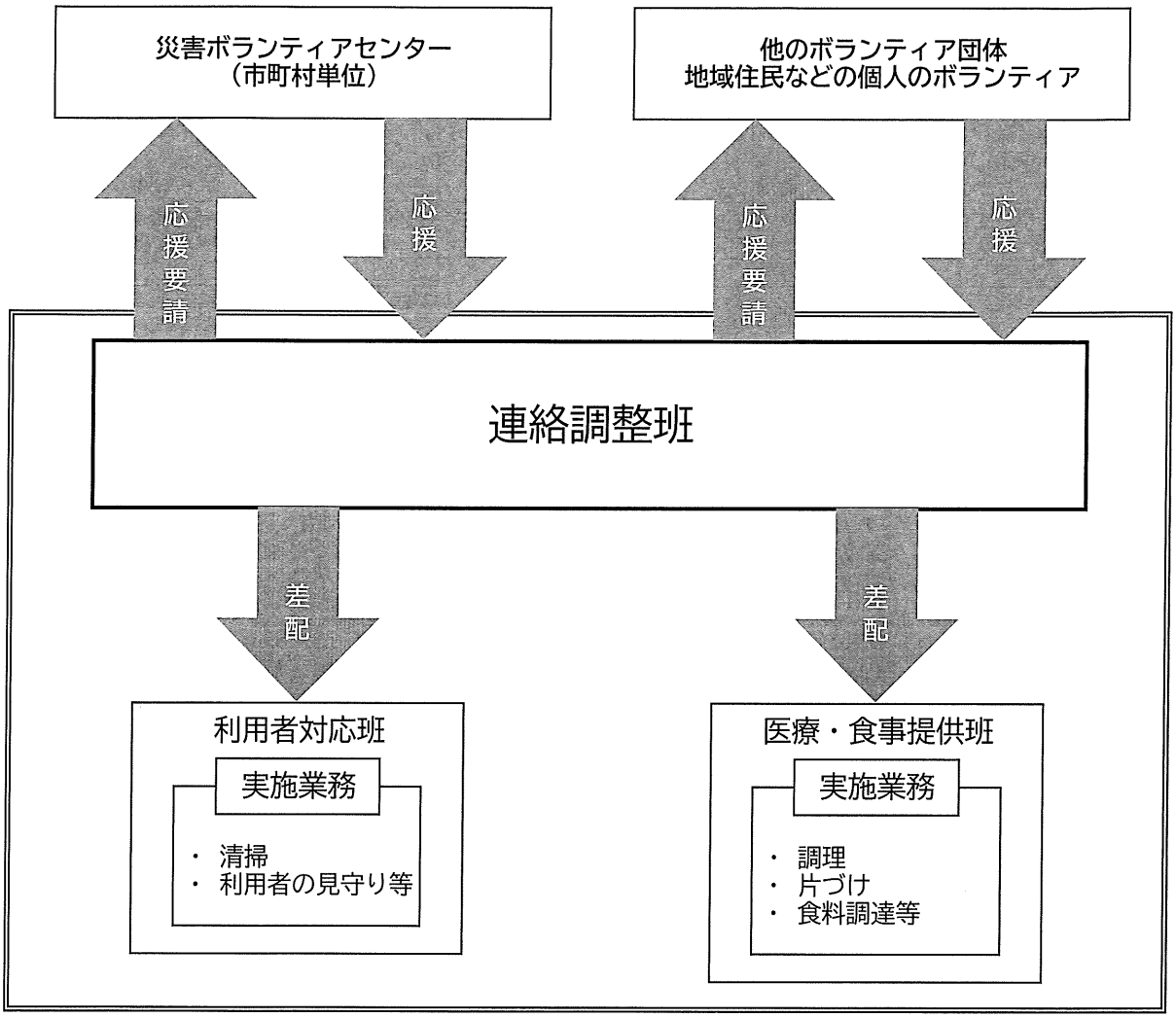

7. 災害時対応拠点

(1) 緊急時における対策本部

災害時対応拠点となる災害対策本部の設置場所について、第１候補を本部、第２候補をおおなろ園、第３候補をえぼし(GHあいⅠ)とする。

<table>
<tr><th colspan="6">拠点情報</th></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2">本部　：　高知市神田1637-4
おおなろ園　：　高知市神田2485-2
えぼし
(GHあいⅠ)　：　高知市神田1637-4</td><td>面積</td><td colspan="2">本部　：　299.46㎡
おおなろ園　：　1603.45㎡
えぼし
(GHあいⅠ)　：　388.00㎡</td></tr>
<tr><td>耐震性</td><td colspan="2">本部　：　有（R2年築）
おおなろ園　：　有（鉄骨構造H24年2月築）
えぼし
(GHあいⅠ)　：　有（H27年築）</td><td>津波
浸水</td><td colspan="2">無</td></tr>
<tr><td>電話番号(固定)</td><td colspan="2">本部　：　088-802-5258
おおなろ園　：　088-831-0200
えぼし
(GHあいⅠ)　：　088-854-8920</td><td>携帯電話番号</td><td colspan="2">管理職連絡先リスト</td></tr>
<tr><td>その他連絡先</td><td colspan="2">衛星携帯：080-2850-3893</td><td>eメール</td><td colspan="2">本部　：　shouwakai4901@lime.ocn.ne.jp
おおなろ園　：　ohnaro-2002@sweet.ocn.ne.jp
えぼし
(GHあいⅠ)　：　ai-2015@k-shouwakai.or.jp</td></tr>
<tr><td>非常用電源</td><td colspan="5">本部　：　ガス式コンパクト発電機２台
おおなろ園　：　自家発電機（連続20.4時間稼働）
ガソリン式コンパクト発電機３台
ガス式コンパクト発電機４台
えぼし
(GHあいⅠ)　：　ガス式コンパクト発電機１台</td></tr>
<tr><td>常備品</td><td colspan="5">本部　：　備蓄品リストの他、事務用品一式
おおなろ園　：　備蓄品リストの他、ホワイトボード３基、
筆記用具、付箋30セット等、事務用品一式。
えぼし
(GHあいⅠ)　：　備蓄品リスト</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="5">・　拠点付近、及び拠点までの行程において、土砂災害区域が多数あるため、安全に留意する必要がある。
・　災害対策本部の設営については、災害時対応拠点レイアウトを事前に作成し、参考とする。
・　災害時の通信手段として、ＭＣＡ無線の活用も視野に入れる。</td></tr>
</table>

8. 備蓄食料・防災用品・感染対策品

災害後に必要な備蓄食料・防災用品・感染対策品については、備蓄品リストを作成し、計画的に調達するとともに、各事業所防災対策委員会委員が、毎年７月１日現在の備蓄品の保管状況を確認し、チェックする。

9. BCP発動基準における個別対応について

理事長(防災対策委員会委員長)と防災対策委員会委員長(総務部長)の協議により、BCPの発動可否を検討する基準にあっては、その協議事項について、以下の項目を検討するものとする。

(1)　南海トラフ地震臨時情報が発表された場合。

①　南海トラフ臨時情報発表までの流れ

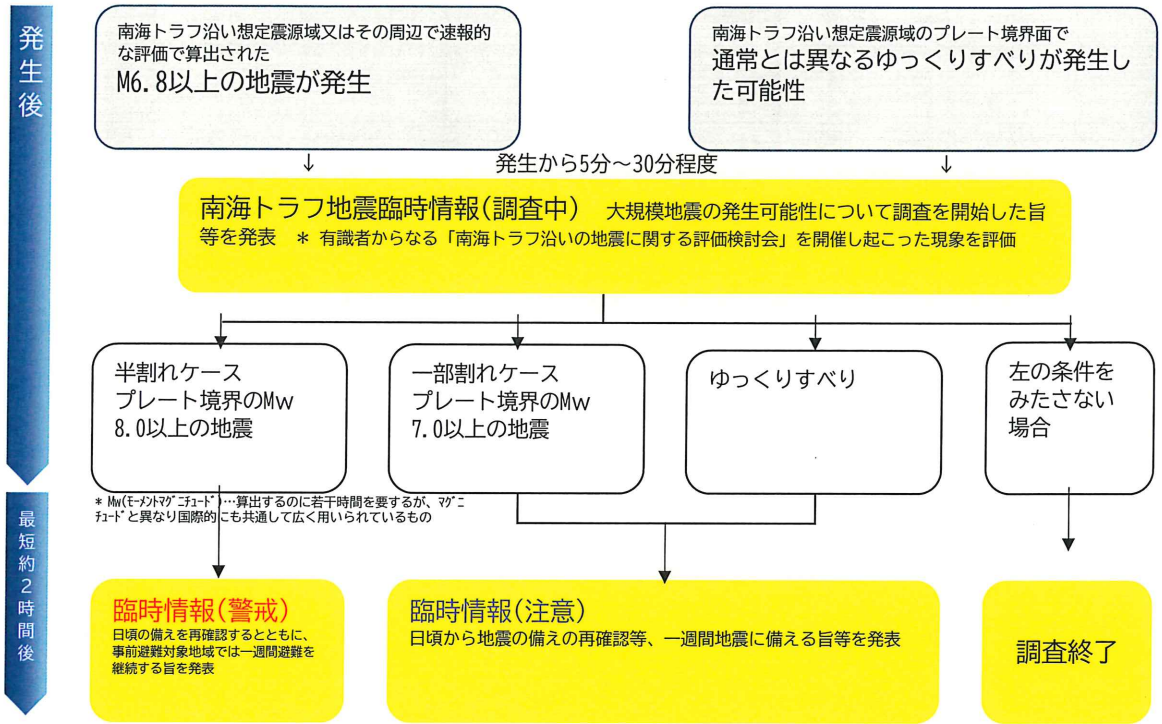

(内閣府発行:南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインより)

②　南海トラフ臨時情報発表時にとるべき防災対応

(内閣府発行:南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドラインより)

○　臨時情報(警戒)が発表された場合、地震発生から１週間、巨大地震警戒対応として、

・　津波の到達が早く、事前の避難が必要な地域では、市町村の指示に従い、対象者は事前避難を行う。

・　臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域では、安全な避難場所・避難経路の確認や家具の固定など「日頃からの地震への備え」の再確認、及び、昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるよう、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など「特別な備え」を実施し、その上で社会経済活動を継続する。

○　日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要がある。

○　地震発生から１週間、後発地震が発生しないまま経過した場合には、その後更に１週間、巨大地震注意対応をとる。

●　津波の到達が早く、事前の避難が必要な地域（**事前避難対象地域**）では、市町村の指示に従い、対象者は事前避難を行う。なお、事前避難対象者以外は、下記の「日頃からの地震への備え」の再確認、及び「特別な備え」を実施し、その上で社会経済活動を継続する。

● 臨時情報の発表に伴い防災対応をとるべき地域（南海トラフ地震防災対策推進地域）では、

・ 安全な避難場所・避難経路、家族との連絡手段、家具の固定状況、非常食などの備蓄の再確認等の「日頃からの地震への備え」の再確認

・ すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯、地震が発生した場合に危険性が高い場所をなるべく避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、昼夜問わず津波警報等が発表されても速やかに避難し命を守ることができるようにする「特別な備え」

を実施し、その上で社会経済活動を継続する。

● 臨時情報（警戒）が発表された際に適切な行動をとるために、ハザードマップ等を活用し、津波・土砂災害等の危険性が高い地域や、日頃利用する施設の安全性、日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等をあらかじめ把握しておくなど、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要がある。

● 臨時情報（警戒）が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要である。

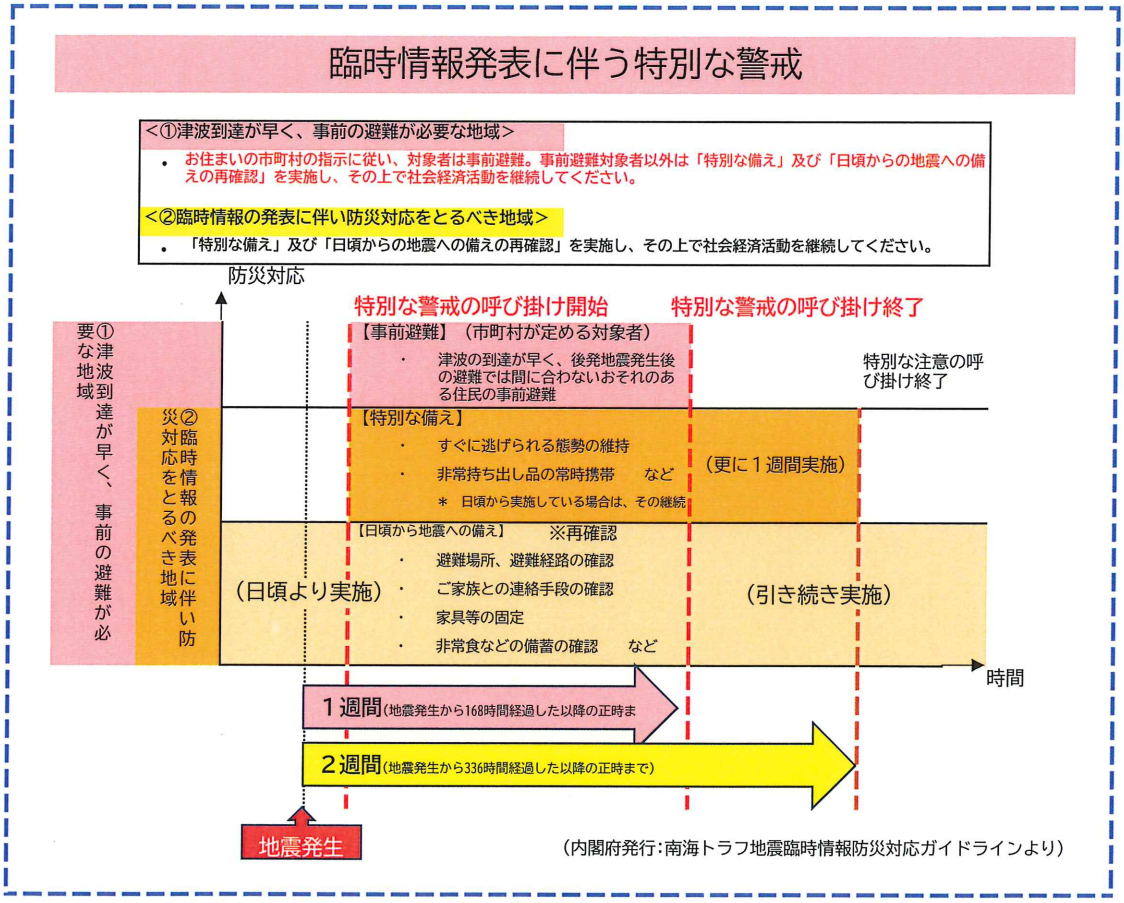

③　高知市における事前避難対象地域について

○　高知市では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に、国の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」において、事前避難の検討対象地域とされている30センチメートル以上の津波浸水が地震発生から30分以内に生じる地域について、臨時情報を活かし、市民の生命及び財産等の安全を最大限図るために、当該地域の全てを**「住民事前避難対象地域及び高齢者等事前避難対象地域」**として設定し、当該地域の居住者等を対象に、避難指示を発令します。避難指示を発令する対象地域は以下のとおりです。

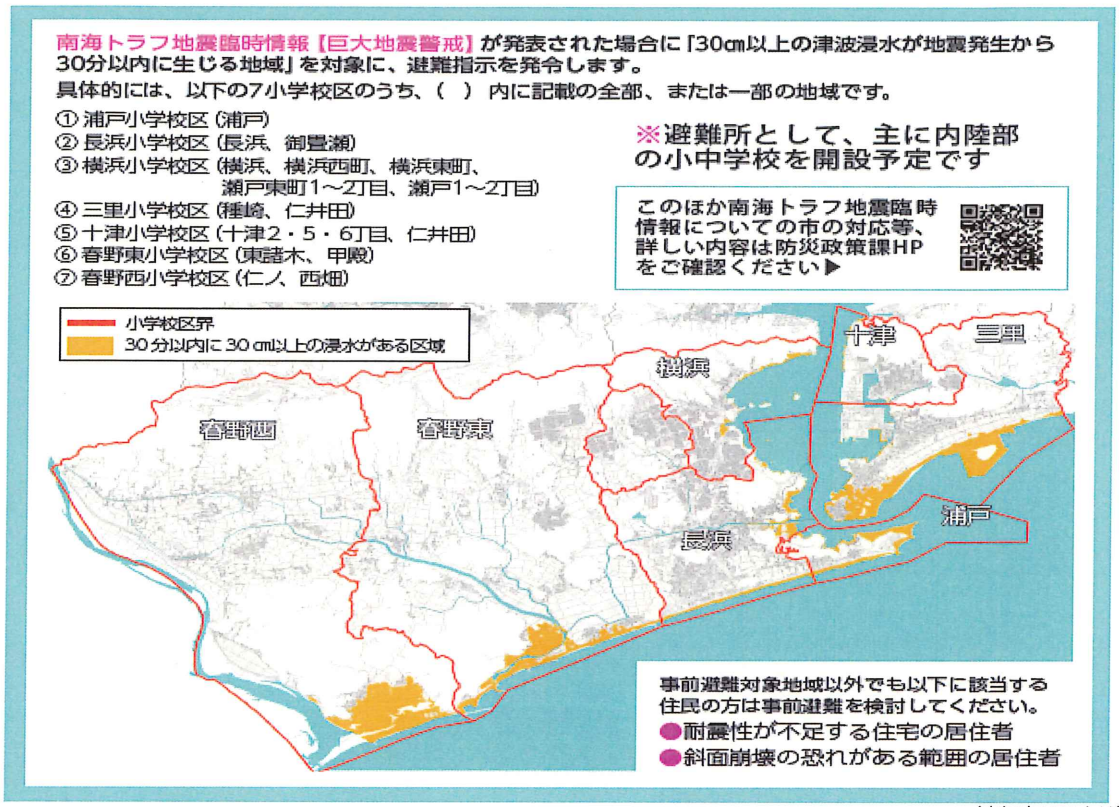

（高知市ＨＰより）

④　臨時情報(警戒)が発令された際

理事長(防災対策委員会委員長)と防災対策委員会委員長(総務部長)は、各施設の代表者を本部に招集し、災害対策本部の体制及び、今後１週間の対応について、下記の内容を協議

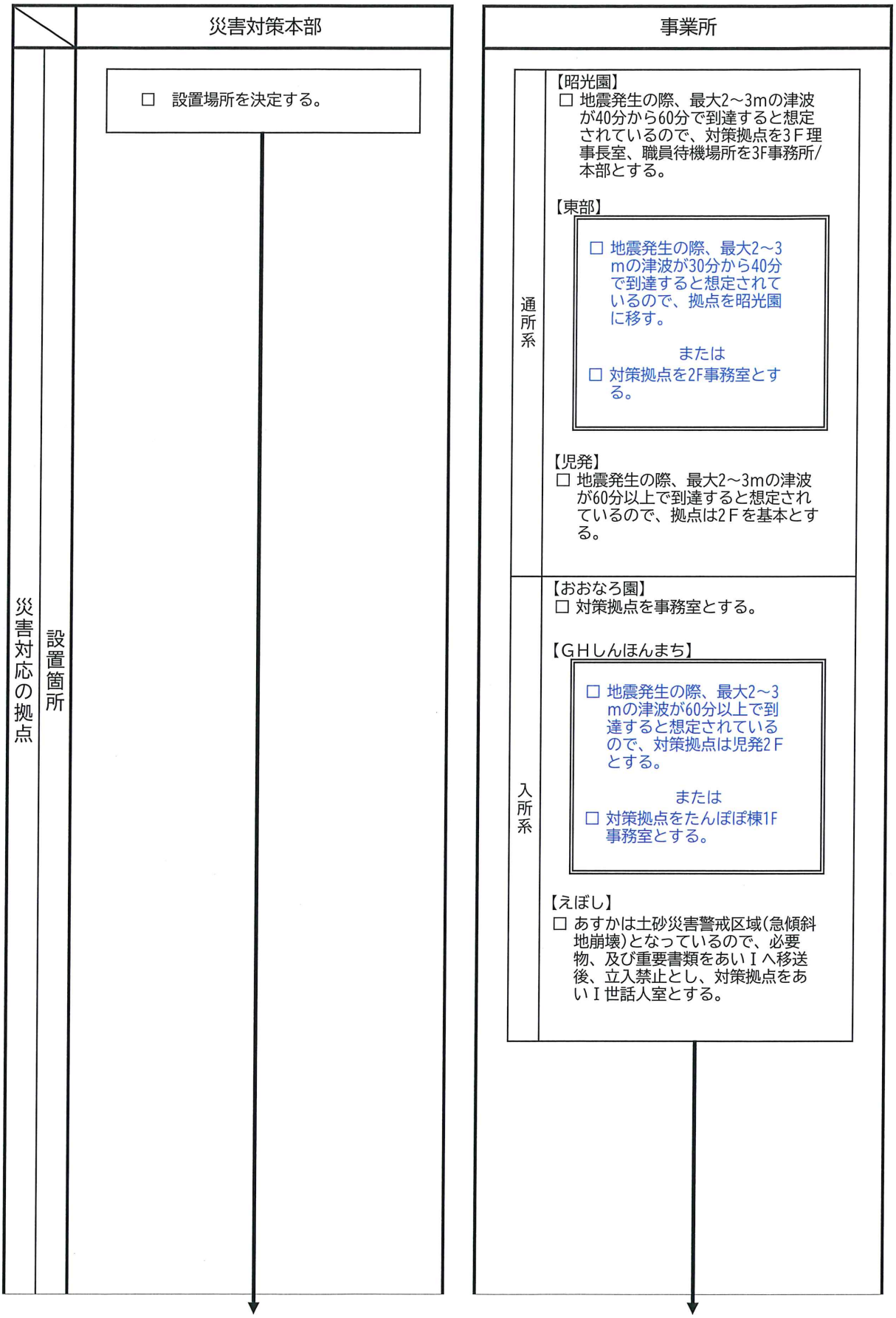

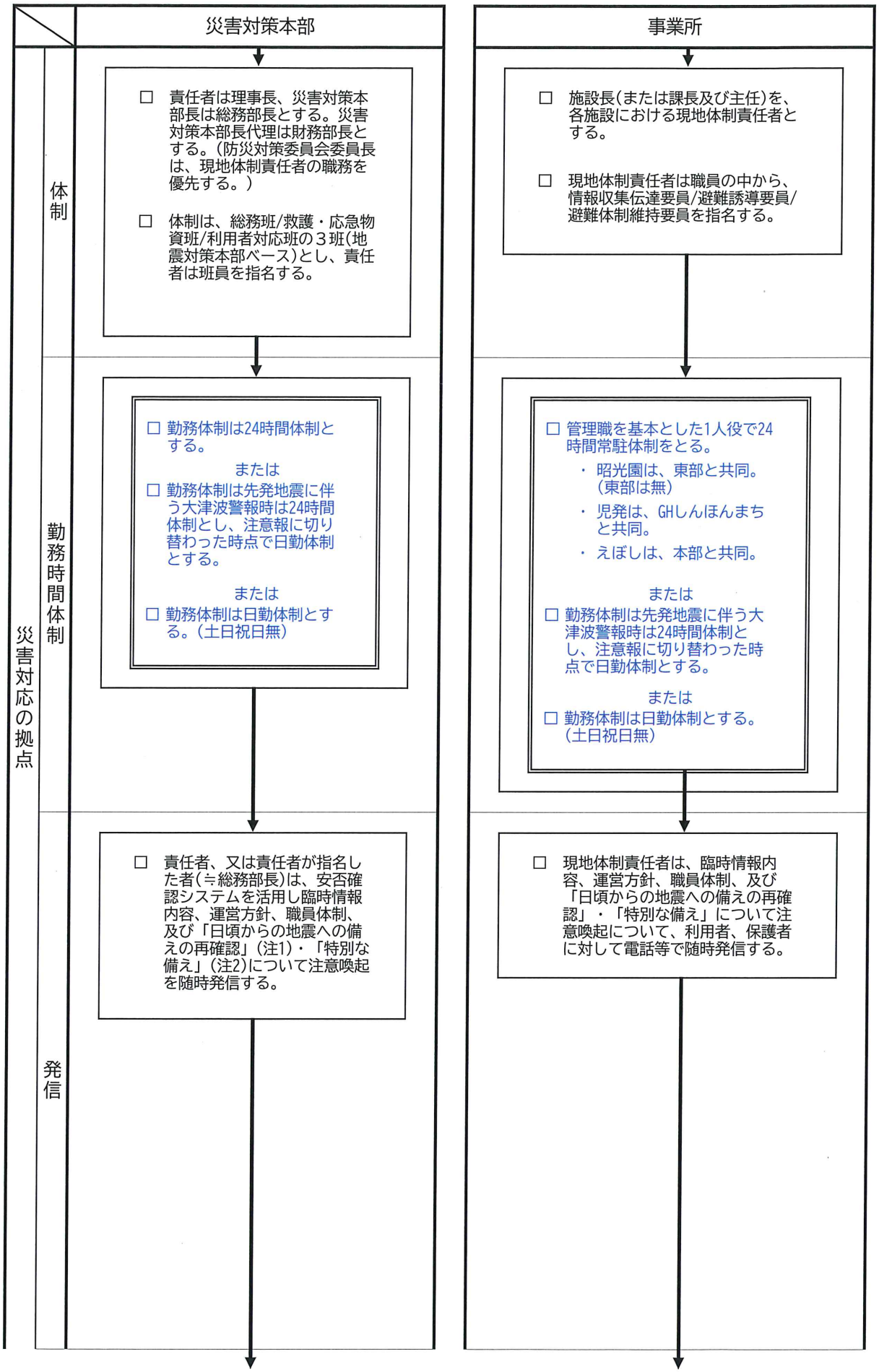
災害対策本部
事業所
災害対応の拠点
体制
勤務時間体制
発信
□ 責任者は理事長、災害対策本部長は総務部長とする。災害対策本部長代理は財務部長とする。（防災対策委員会委員長は、現地体制責任者の職務を優先する。）
□ 体制は、総務班/救護・応急物資班/利用者対応班の３班（地震対策本部ベース）とし、責任者は班員を指名する。
□ 施設長（または課長及び主任）を、各施設における現地体制責任者とする。
□ 現地体制責任者は職員の中から、情報収集伝達要員/避難誘導要員/避難体制維持要員を指名する。
□ 勤務体制は24時間体制とする。
または
□ 勤務体制は先発地震に伴う大津波警報時は24時間体制とし、注意報に切り替わった時点で日勤体制とする。
または
□ 勤務体制は日勤体制とする。（土日祝日無）
□ 管理職を基本とした1人役で24時間常駐体制をとる。
・ 昭光園は、東部と共同。（東部は無）
・ 児発は、GHしんほんまちと共同。
・ えぼしは、本部と共同。
または
□ 勤務体制は先発地震に伴う大津波警報時は24時間体制とし、注意報に切り替わった時点で日勤体制とする。
または
□ 勤務体制は日勤体制とする。（土日祝日無）
□ 責任者、又は責任者が指名した者（≒総務部長）は、安否確認システムを活用し臨時情報内容、運営方針、職員体制、及び「日頃からの地震への備えの再確認」（注1）・「特別な備え」（注2）について注意喚起を随時発信する。
□ 現地体制責任者は、臨時情報内容、運営方針、職員体制、及び「日頃からの地震への備えの再確認」・「特別な備え」について注意喚起について、利用者、保護者に対して電話等で随時発信する。

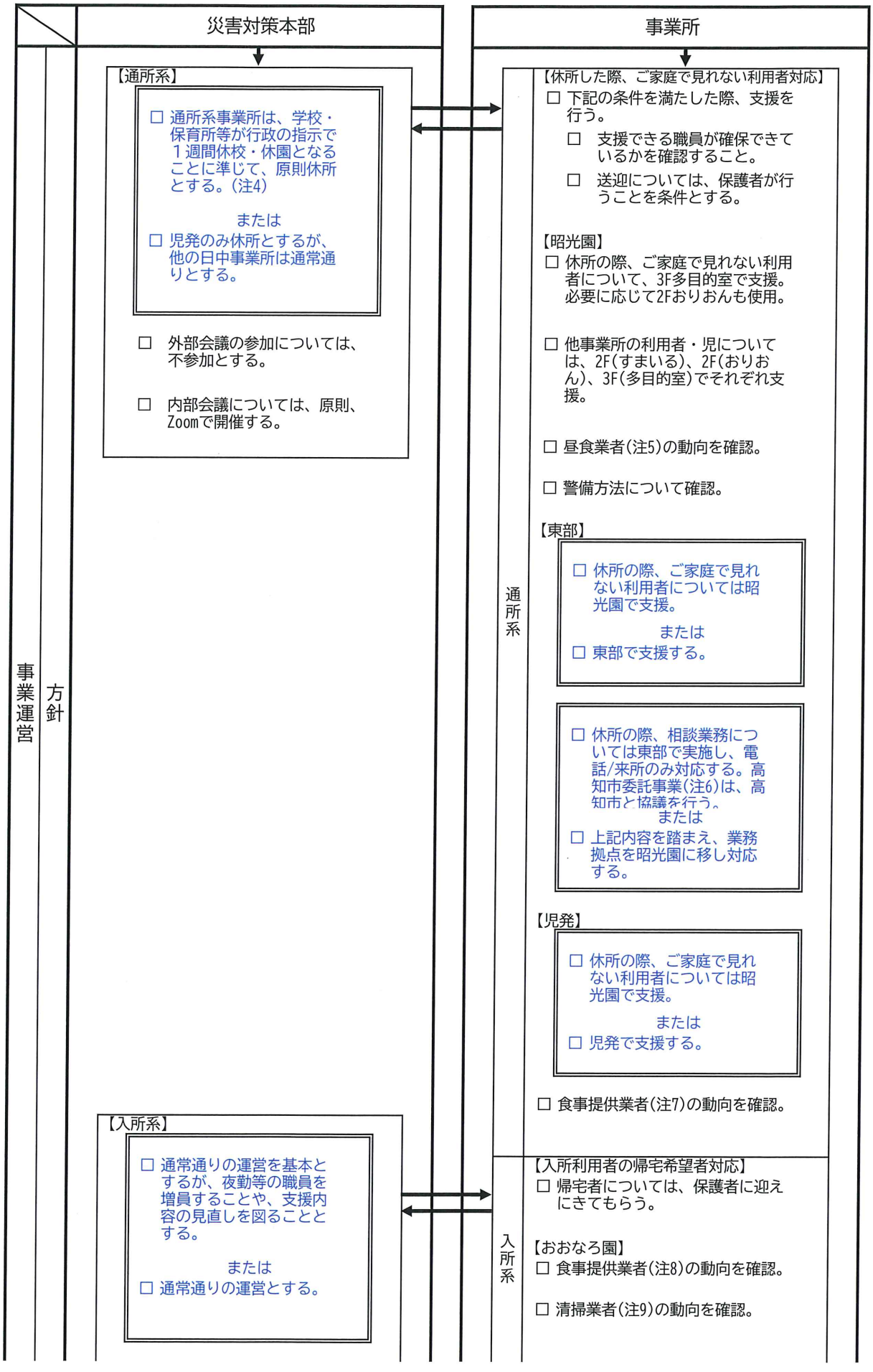
災害対策本部
事業所
事業運営
方針
【通所系】
□ 通所系事業所は、学校・保育所等が行政の指示で１週間休校・休園となることに準じて、原則休所とする。(注4)
または
□ 児発のみ休所とするが、他の日中事業所は通常通りとする。
□ 外部会議の参加については、不参加とする。
□ 内部会議については、原則、Zoomで開催する。
【入所系】
□ 通常通りの運営を基本とするが、夜勤等の職員を増員することや、支援内容の見直しを図ることとする。
または
□ 通常通りの運営とする。
通所系
【休所した際、ご家庭で見れない利用者対応】
□ 下記の条件を満たした際、支援を行う。
□ 支援できる職員が確保できているかを確認すること。
□ 送迎については、保護者が行うことを条件とする。
【昭光園】
□ 休所の際、ご家庭で見れない利用者について、3F多目的室で支援。必要に応じて2Fおりおんも使用。
□ 他事業所の利用者・児については、2F(すまいる)、2F(おりおん)、3F(多目的室)でそれぞれ支援。
□ 昼食業者(注5)の動向を確認。
□ 警備方法について確認。
【東部】
□ 休所の際、ご家庭で見れない利用者については昭光園で支援。
または
□ 東部で支援する。
□ 休所の際、相談業務については東部で実施し、電話/来所のみ対応する。高知市委託事業(注6)は、高知市と協議を行う。
または
□ 上記内容を踏まえ、業務拠点を昭光園に移し対応する。
【児発】
□ 休所の際、ご家庭で見れない利用者については昭光園で支援。
または
□ 児発で支援する。
□ 食事提供業者(注7)の動向を確認。
入所系
【入所利用者の帰宅希望者対応】
□ 帰宅者については、保護者に迎えにきてもらう。
【おおなろ園】
□ 食事提供業者(注8)の動向を確認。
□ 清掃業者(注9)の動向を確認。

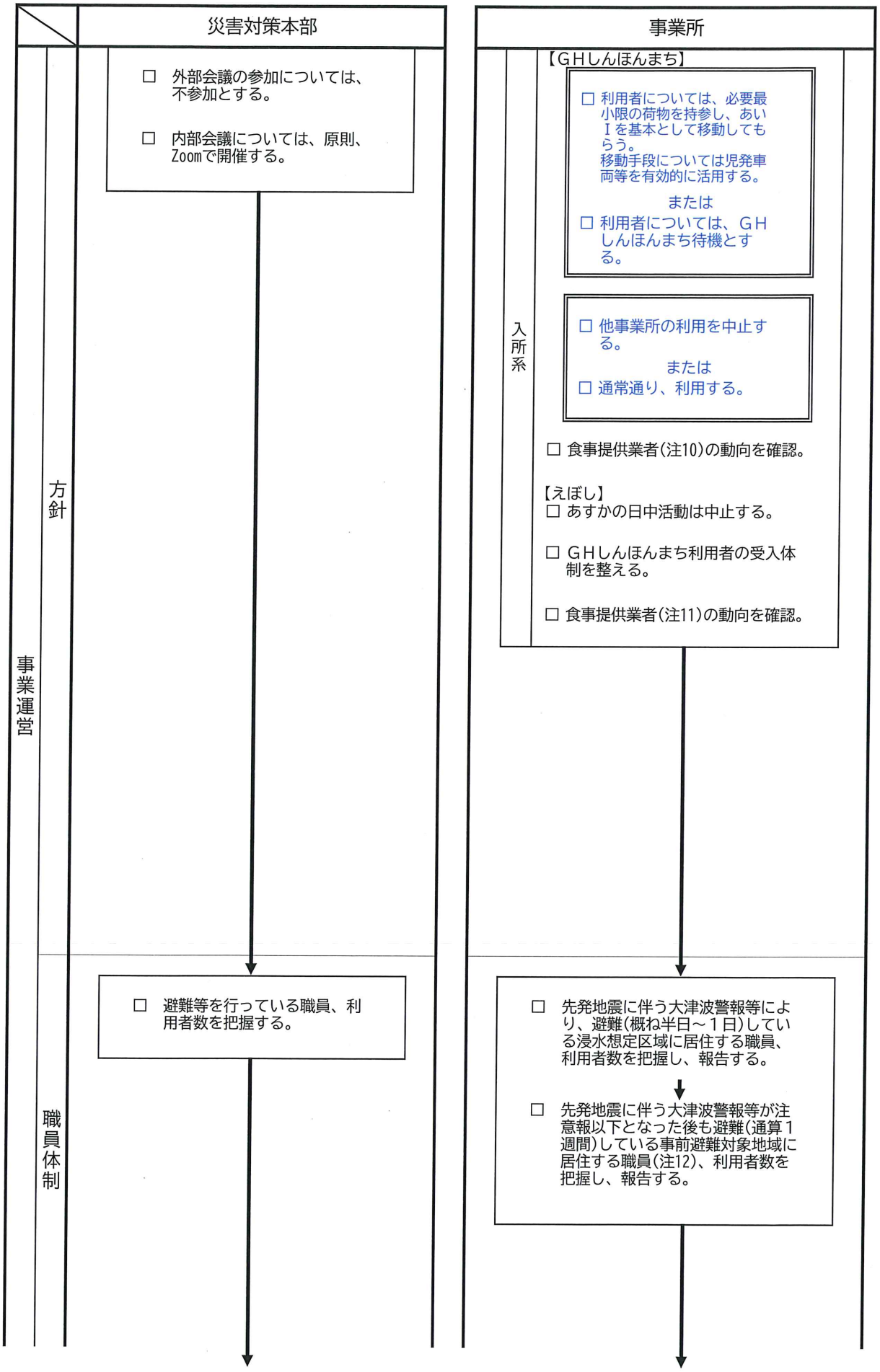
災害対策本部
事業所
事業運営
方針
職員体制
入所系
□ 外部会議の参加については、不参加とする。
□ 内部会議については、原則、Zoomで開催する。
【GHしんほんまち】
□ 利用者については、必要最小限の荷物を持参し、あいⅠを基本として移動してもらう。
移動手段については児発車両等を有効的に活用する。
または
□ 利用者については、GHしんほんまち待機とする。
□ 他事業所の利用を中止する。
または
□ 通常通り、利用する。
□ 食事提供業者(注10)の動向を確認。
【えぼし】
□ あすかの日中活動は中止する。
□ GHしんほんまち利用者の受入体制を整える。
□ 食事提供業者(注11)の動向を確認。
□ 避難等を行っている職員、利用者数を把握する。
□ 先発地震に伴う大津波警報等により、避難(概ね半日～1日)している浸水想定区域に居住する職員、利用者数を把握し、報告する。
□ 先発地震に伴う大津波警報等が注意報以下となった後も避難(通算1週間)している事前避難対象地域に居住する職員(注12)、利用者数を把握し、報告する。

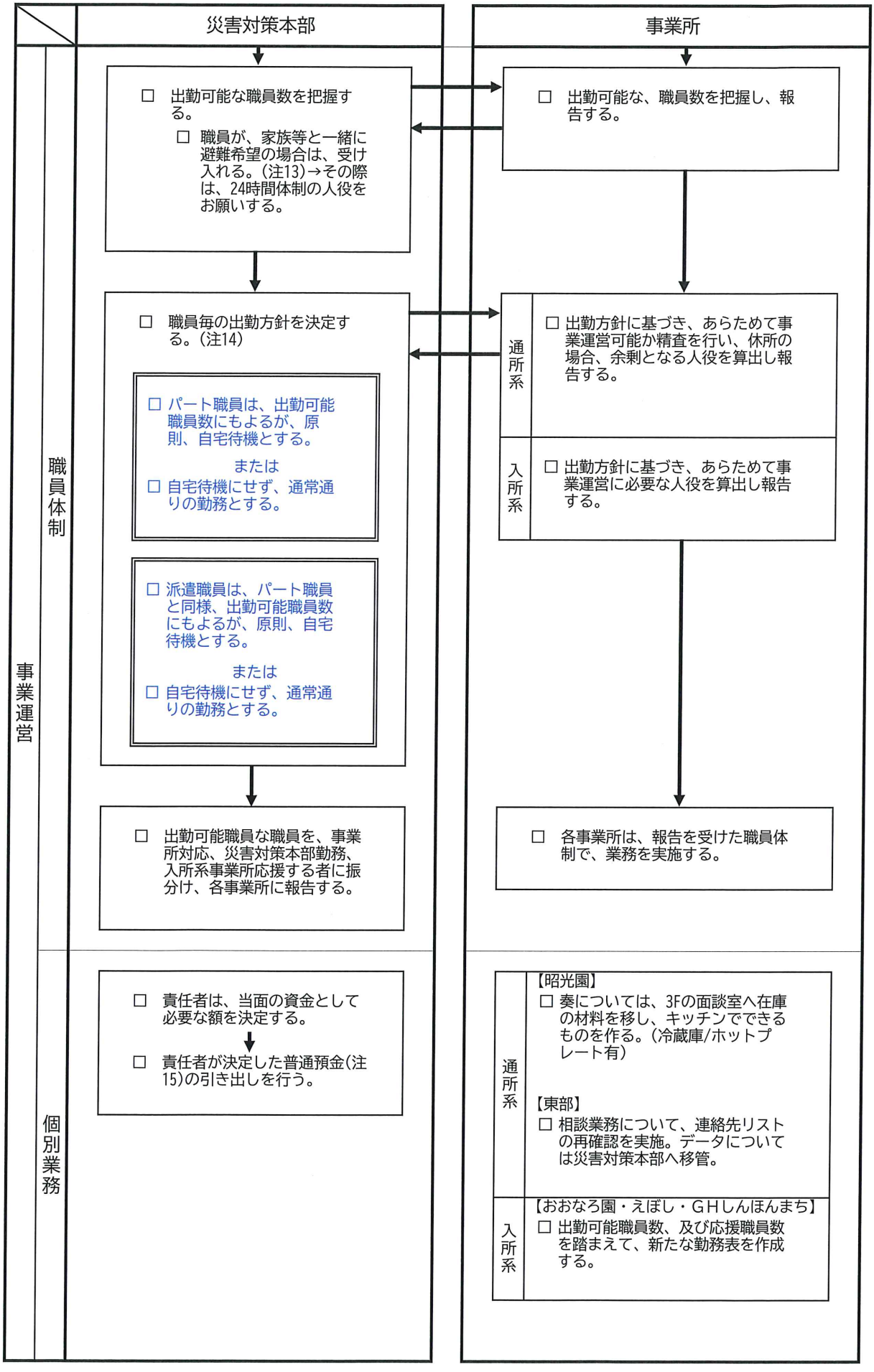
災害対策本部
事業所
事業運営
職員体制
□ 出勤可能な職員数を把握する。
□ 職員が、家族等と一緒に避難希望の場合は、受け入れる。(注13)→その際は、24時間体制の人役をお願いする。
□ 出勤可能な、職員数を把握し、報告する。
□ 職員毎の出勤方針を決定する。(注14)
□ パート職員は、出勤可能職員数にもよるが、原則、自宅待機とする。
または
□ 自宅待機にせず、通常通りの勤務とする。
□ 派遣職員は、パート職員と同様、出勤可能職員数にもよるが、原則、自宅待機とする。
または
□ 自宅待機にせず、通常通りの勤務とする。
通所系
□ 出勤方針に基づき、あらためて事業運営可能か精査を行い、休所の場合、余剰となる人役を算出し報告する。
入所系
□ 出勤方針に基づき、あらためて事業運営に必要な人役を算出し報告する。
□ 出勤可能職員な職員を、事業所対応、災害対策本部勤務、入所系事業所応援する者に振分け、各事業所に報告する。
□ 各事業所は、報告を受けた職員体制で、業務を実施する。
個別業務
□ 責任者は、当面の資金として必要な額を決定する。
□ 責任者が決定した普通預金(注15)の引き出しを行う。
通所系
【昭光園】
□ 奏については、3Fの面談室へ在庫の材料を移し、キッチンでできるものを作る。(冷蔵庫/ホットプレート有)
【東部】
□ 相談業務について、連絡先リストの再確認を実施。データについては災害対策本部へ移管。
入所系
【おおなろ園・えぼし・GHしんほんまち】
□ 出勤可能職員数、及び応援職員数を踏まえて、新たな勤務表を作成する。

<table>
<tr><th></th><th>災害対策本部</th><th>事業所</th></tr>
<tr><td>地域対応</td><td>□ 行政機関からの緊急要請に対する対応は、福祉避難所としての対応のみとする。

□ 地域の方が、施設に避難を求めてきたときの対応
□ おおなろ園は、活動室で受け入れる。(注16)
□ えぼしは、おおなろ園活動室で受け入れる。
□ 昭光園は3F面談室で受け入れる(注17)
□ 児発・GHしんほんまちは原則として受け入れない。(注18)
□ 東部は、東部健康福祉センターが対応。</td><td>【おおなろ園】
□ 高知市からの要請に伴い、福祉避難所を開設し、運営を行う。(受入予定人数18名)

□ 福祉避難所の運営責任者等は、おおなろ園管理職が兼務するが、実際に運営を行う担当者については、現地体制責任者が指名する。</td></tr>
<tr><td>事業所内での点検・確認</td><td colspan="2">□ 避難方法の確認…「社会福祉施設避難確保計画」
・ 職員の役割分担の再確認／出入口の確保／危険個所の再確認
□ 水、食料等防災備品の在庫数の確認、保管場所の周知徹底
□ 机・いす・その他設備機器の落下、転倒・すべり防止防止対策の実施
・ 高い場所の荷物は下へおろす
□ 窓ガラスの飛散防止対策
□ 蓄電池の充電確認
□ 衛星電話の動作確認
□ 車両燃料の満タン化
□ 車両の配置替え、または移動
□ 公用携帯電話の充電確認
□ 発電機等、地震時作動装置の点検
□ 文書等、重要情報のバックアップ、被災しない場所に保存
・ 重要書類については災害対策本部へ移送
□ ヘルメットの携行の徹底
□ 移動の制限(津波浸水が予想される道路利用を避け、代替ルートの検討)
□ 方針に基づく、利用者等の受入体制の構築の実施</td></tr>
</table>

⑤　臨時情報(注意)が発令された際、又は臨時情報(警戒)終了時

理事長(防災対策委員会委員長)と防災対策委員会委員長(総務部長)は、各施設の代表者を本部に招集し、今後１週間の対応について、下記の内容を協議。

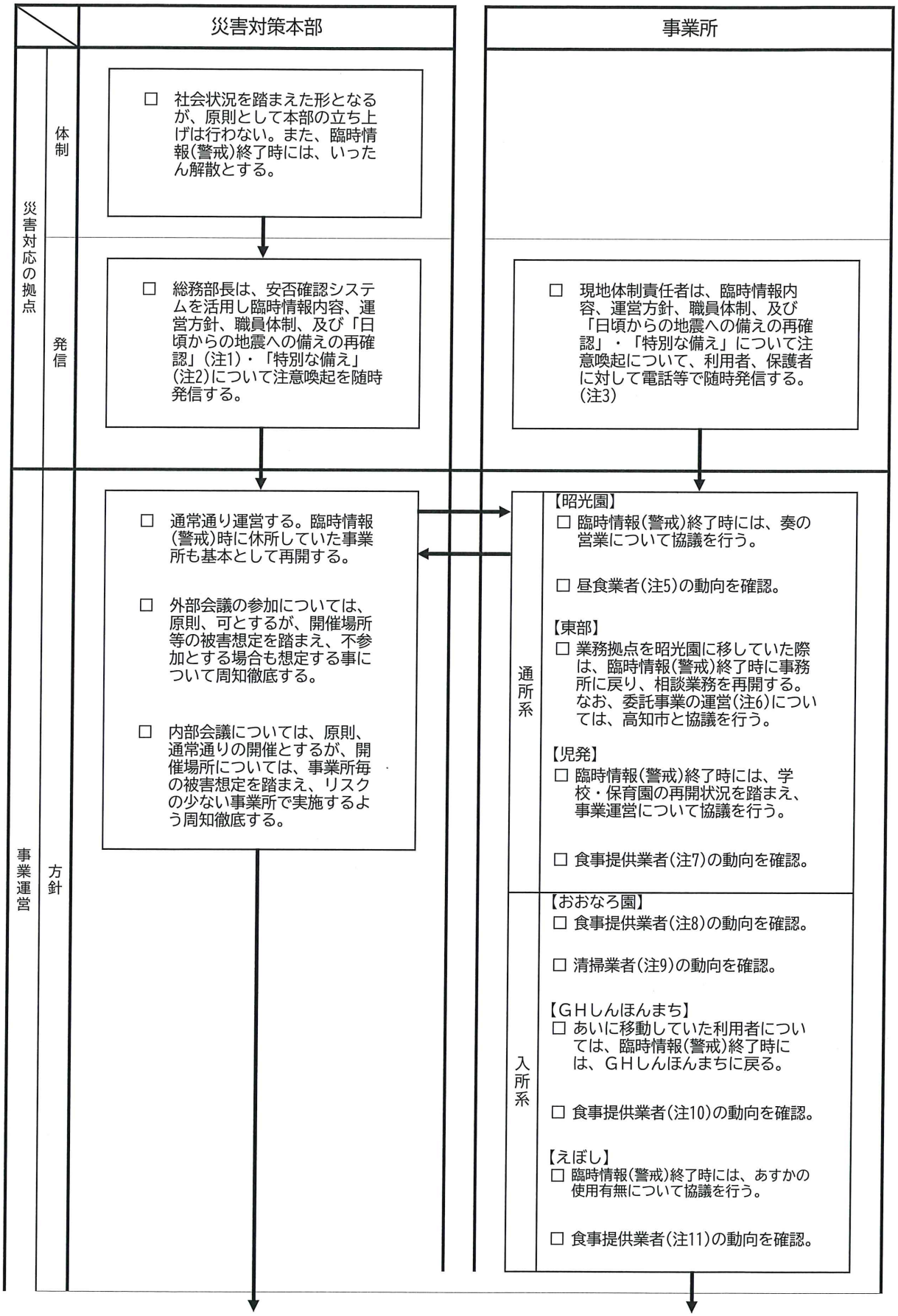

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">災害対策本部</th><th>事業所</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事業運営</td><td>職員体制</td><td>□ 全職員について、通常通りとする。臨時情報(警戒)終了時も同様とする。</td><td>□ 出勤方針に基づき、あらためて出勤可能職員を確認し、報告する。</td></tr>
<tr><td>個別業務</td><td>□ 責任者が決定した普通預金(注15)の引き出しを行う。臨時情報(警戒)終了時には、現金の預け入れについて協議を行う。</td><td></td></tr>
<tr><td>地域対応</td><td colspan="2">□ 地域の方が、施設に避難を求めてきたときの対応
□ おおなろ園は、活動室で受け入れる。(注16)
□ えぼしは、おおなろ園活動室で受け入れる。
□ 昭光園は3F面談室で受け入れる(注17)
□ 児発・GHしんほんまちは原則として受け入れない。(注18)
□ 東部は、東部健康福祉センターが対応。</td><td>【おおなろ園】
□ 福祉避難所開設準備を行う。臨時情報(警戒)終了時には、福祉避難所閉鎖について高知市と協議を行う。</td></tr>
<tr><td>事業所内での点検・確認</td><td colspan="3">□ 避難方法の確認…「社会福祉施設避難確保計画」
・ 職員の役割分担の再確認／出入口の確保／危険個所の再確認
□ 水、食料等防災備品の在庫数の確認、保管場所の周知徹底
□ 机・いす・その他設備機器の落下、転倒・すべり防止防止対策の実施
・ 高い場所の荷物は下へおろす
□ 窓ガラスの飛散防止対策
□ 蓄電池の充電確認
□ 衛星電話の動作確認
□ 車両燃料の満タン化
□ 車両の配置替え、または移動
□ 公用携帯電話の充電確認
□ 発電機等、地震時作動装置の点検
□ 文書等、重要情報のバックアップ、被災しない場所に保存
・ 重要書類については災害対策本部へ移送
□ ヘルメットの携行の徹底
□ 移動の制限(津波浸水が予想される道路利用を避け、代替ルートの検討)
□ 方針に基づく、利用者等の受入体制の構築の実施</td></tr>
</table>

⑥　調査終了

大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意しながら、通常体制に戻る。

(2)　以下の項目については、理事長と防災対策委員会委員長の具体的な協議内容について今後整理するもの。

(A)　高知市周辺において震度５弱以下の地震が発生した場合。

(B)　高知県沿岸に津波注意報、津波警報、大津波警報が発令した場合

(C)　高知市に警戒レベル３(高齢者避難)以上が発令された場合